

新型コロナウイルスワクチン接種

12～17歳対象

申・問 市専用コールセンター ☎598-0932(9:00～17:00 ※土・日曜日、祝日を含む)



12～17歳の人の追加接種(3回目接種)について、国の方針に基づき、4～5月に接種が開始できるよう準備を進めています。接種日時や会場など、最新の情報は接種券同封のチラシや市ホームページをご覧ください(対象者などが変更される可能性があります)。



市ホームページはこちら

- 対象者 2回目接種を終了した日から6カ月以上経過し、接種日に住民登録のある12～17歳の人
- ワクチン ファイザー社ワクチン
- 接種券 4月に発送予定です(新たに12歳になる人については、誕生月の翌月上旬に発送します)

●現在の接種体制

区分	年齢	接種会場
初回接種(1・2回目接種)	5～11歳	集団接種、地域の医療機関
	12歳以上	地域の医療機関
追加接種(3回目接種)	12歳以上	集団接種、地域の医療機関



集団接種の予約はこちら

※集団接種会場は、エイスクエアSARA北館(西渋川一)、フェリエ南草津(野路一) ※5月以降は未定です

※地域の医療機関は、市ホームページか市専用コールセンターで確認してください

問 新型コロナウイルスワクチン対策室(2階) ☎561-0184、FAX561-2482

藤の鑑賞と御朱印巡り



一部のイベントは中止になります
が藤の鑑賞はできます。

④ 四社御朱印巡り

4月25日(月)～5月5日(木・祝)

所 三大神社(志那町)、志那神社(志那町)、惣社神社(志那中町)、立木神社(草津四)

問 (一社)市観光物産協会
(4階、商工観光労政課内)
☎566-3219、FAX566-8000
商工観光労政課(4階)
☎561-2351、FAX561-2486

幼児・児童の交通事故を防ごう

新入学(園)児の通学・通園が始まり、子どもの行動形態などが大きく変化する時期です。家庭で交通安全について話すとともに、地域や関係機関と連携して子どもたちを交通事故から守りましょう。

問 交通政策課(5階)
☎561-2343、FAX561-2487

グッドウィルナー草津決定



今年度の観光PR使節「グッドウィルナー草津」に、米田朱花さん(写真左)と秋山美緒さん(写真右)が決まりました。さまざまな観光イベントやキャンペーンに参加して、草津の魅力を紹介します。

問 (一社)市観光物産協会
(4階、商工観光労政課内)
☎566-3219、FAX566-8000
商工観光労政課(4階)
☎561-2351、FAX561-2486



所得制限により「子育て世帯への臨時特別給付(対象児童1人につき10万円の給付金)」を受け取れなかった人へ 市独自

子育て支援のために、市独自制度として給付金を支給します。市から児童手当(特例給付)を支給されていない、高校生世代の児童の保護者が公務員は、申請が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対 平成15年4月2日～令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する人

申 7月29日(金)まで

申・問 子ども家庭・若者課
(さわやか保健センター3階)
☎561-0188、FAX561-6780



詳しくはこちら

問 人権センター(大路二、キラリエ草津内)

☎563-1177、FAX563-7070

差別のない明るいまちに

コラム
COLUMN

4月1日(金)から、パワハラ防止法がすべての事業所に適用されます
～法律を知り、働きやすい職場のために共に考える～

①身体的な攻撃：殴打や物を投げつけるなど
②精神的な攻撃：侮辱やひどい叱責など
③人間関係からの切り離し：別室での隔離や集団での無視など

これらを基準として知っておけば、判断しやすいですね。



③労働者の就業環境が害されるもの
この3つの要素をすべて満たすものをパワハラとしています。また厚生労働省の指針では、代表的なパワハラ行為を次の6つの類型に整理しています。

①優越的な関係を背景とした言動
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
③労働者の就業環境が害されるもの
この3つの要素をすべて満たすものをパワハラとしています。また厚生労働省の指針では、代表的なパワハラ行為を次の6つの類型に整理しています。

④過大な要求：遂行不可能な業務の強制など
⑤過小な要求：能力や経験とかけ離れた簡単な業務を行わせるなど
⑥個の侵害：私的なことに過度に立ち入るなど

2020年6月1日より「パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)」が施行され、大企業への適用に続き、今年4月からは全ての事業主にパワハラスメント(以下、パワハラ)の防止措置を講じることが義務付けられました。今回はその内容とともに、パワハラについて学んだ高校生の感想をもとに、働きやすい職場をつくるために必要なことを考えます。

何がパワハラになるの？

この高校では「どんなことがパワハラに当たるのか?」「パワハラを受けたときにはどうすればよいのか?」という事例をもとに学習しました。法律では、

これは学習後の高校生の感想です。感想にあるように、何がパワハラに当たるのかを知らなければ問題を解決できません。

パワハラは受けた本人の責任ではありません！

別の生徒はこのような感想を述べています。

会社の中にパワハラがあるかないかは実際に入社してみないと分からないし、パワハラを受けたとしても自分を追い込むのではなく、相談できるような相手をつくるのが大切だと思った。

パワハラを受けた本人が「自分が悪い」と考えてしまうと、精神的に追い込まれ、休職や退職、最悪の場合には命を絶つ場合があります。また、

職場環境が悪化し、働く意欲の低下につながります。上司と部下の関係、職場の環境に問題があることを明らかにすることが大切です。この生徒の感想にあるように、抱え込まず、まずは相談できる人に話し、状況を聞いてもらうことが大切です。

と定められています。

「昔からそうだから仕方がない」「根は悪い人ではないから責められない」と諦めたり、許容したりするのはなく、わたしたち一人ひとりも問題と向き合うことが求められています。



一人ひとりも問われているのですね。

「パワハラ」の基準や「職場環境を整えるのは事業主の責務であること」を知らなければ状況は変わりません。「法律の内容を知り、共に問題解決をめざす」ことで働きやすい職場環境がつけられることを、新年度のスタートにあたり改めて考えたいものです。

4月2日(土)世界自閉症啓発デー

発達支援センターでは、年齢問わず、発達に支援が必要な人への相談支援や通所支援、相談支援ファイルの配布などを行っています。

問 発達支援センター(西渋川二) ☎569-0353、FAX566-5144

4月2日(土)～8日(金)発達障害啓発週間